

件名	愛媛県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例
主管課	障害福祉課
根拠法令等	

【改正の概要】

弔慰金、脱退一時金及び掛金の引上げ

1 弔慰金の引上げ（1口当り）

加入期間	改正後		改正前
	新規加入者	既加入者	
1年以上5年未満	50,000円	30,000円	20,000円
5年以上20年未満	125,000円	75,000円	50,000円
20年以上	250,000円	150,000円	100,000円

2 脱退一時金の引上げ（1口当り）

加入期間	改正後		改正前
	新規加入者	既加入者	
5年以上10年未満	75,000円	45,000円	30,000円
10年以上20年未満	125,000円	75,000円	50,000円
20年以上	250,000円	150,000円	100,000円

3 掛金（月額）の引上げ（1口当り）

加入者となった時又は口数追加 加入者となった時の年齢区分	改正後		改正前
	新規加入者	既加入者	
35歳未満の者	9,300円	5,600円	3,500円
35歳以上40歳未満の者	11,400円	6,900円	4,500円
40歳以上45歳未満の者	14,300円	8,700円	6,000円
45歳以上50歳未満の者	17,300円	10,600円	7,400円
50歳以上55歳未満の者	18,800円	11,600円	8,900円
55歳以上60歳未満の者	20,700円	12,800円	10,800円
60歳以上65歳未満の者	23,300円	14,500円	13,300円

注 既加入者のうち、昭和54年12月1日以後に加入者となった者であってその加入者となった時の年齢が45歳以上であったもの及び昭和61年4月1日以後に加入者となった者であってその加入者となった時の年齢が45歳未満であったもの以外のものの1口目の掛金については、下記のとおり

昭和61年4月1日現在における年齢区分	改正後	改正前
35歳未満の者	5,600円	3,500円
35歳以上40歳未満の者	6,900円	4,500円
40歳以上45歳未満の者	8,700円	6,000円
45歳以上	10,600円	7,400円

既加入者に係る引上げは、附則で規定（経過措置）

施行日 平成20年4月1日

【その他参考事項】

- 心身障害者扶養共済制度 障害者の保護者が任意で加入することにより、1口又は2口の掛金を納入し、保護者の死亡などの場合に障害者に終身年金（1口当り月額2万円）を支給する制度
- その他 独立行政法人福祉医療機構が46道府県との契約に基づき実施（東京都も20年度から加入）